

ひたちなか市図書館協議会(※)新中央図書館整備検討についての意見(概要)

※図書館法第14条第3項に基づく機関

(構成委員:学校教育, 社会教育関係者, 家庭教育の向上に資する活動を行うもの, 学識経験者)

令和5年10月5日 令和5年度第2回 ひたちなか市立図書館協議会

○新中央図書館整備について

【委員からの主な意見】

・敷地面積の広さと駐車場の設置場所を確認したい。また, 建屋は何階建てを考えているか。

⇒(市)東石川第4公園は 30,000 m²であり, そのうち新中央図書館整備地は約 9,000 m²を想定している。

駐車場については, 新中央図書館と東石川第4公園の両方を利用できるように駐車場を整備していく方向になるのではないかと今の所想定をしている。

建屋については, これからの設計であり, 平屋でも建設できる敷地であるが, 事務局の現在の想定としては2階建てを考えている。

・整備地に隣接する道路幅等も検討課題となっているのか。

⇒(市)中心市街地全体のエリアの整備を, 市としても今後検討していく方向なので, 図書館としても隣接する道路整備については関係課と調整していきたい。